

小田原短期大学 研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

制定 平成27年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、小田原短期大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止等の措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程における「研究活動上の不正行為」とは、「小田原短期大学の研究活動における行動規範に関する規程」第5条に規定する（1）～（5）に加え、（6）の各号をいう。

- （1）ねつ造：存在しないデータ、研究成果を作成すること
- （2）改ざん：データ、研究結果等を不正に変更する操作を行い、その結果得られた変更・変造データ等を報告もしくは論文等に利用すること
- （3）盗用：他人のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文を故意に、当該研究者の了解または適切な表示をしないで流用すること
- （4）前3号以外の行為で研究活動の本質や研究活動・研究発表の作法に抵触する悪質な行為
- （5）研究費の不正使用、資金元及び本学の規定に違反する経費の使用
- （6）前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

(責任と権限)

第4条 本学における研究費の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止をするための責任体制として、最高管理責任者、統括管理責任者、学科責任者を置き、それぞれに権限を与える。

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者として、学長がその任に当たる。最高管理責任者は本学全体を統括し、研究活動上の不正行為の防止、研究費の運営及び管理に関し最終的な責任を負うものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の任務を遂行するに当たり、統括管理責任者及び学科責任者を任命の上、指示を与えるものとする。

(統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者は、事務局長がその任に当たる。統括管理責任者は最高管理責任者を補佐し、研究活動上の不正行為の防止、研究費の運営及び管理に関し本学全体を統括する。

- 2 統括管理責任者は、前項の任務を遂行するに当たり、必要に応じて、学科責任者に指示を与えるものとする。

(学科責任者)

第7条 学科責任者は、当該学科における研究活動上の不正行為の防止、研究費の運営及び管理に関し実質的な権限と責任を有する者とする。

2 学科責任者は食物栄養学科長、保育学科長がその任に当たる。

(研究者の責務と研究データの保存と開示)

第8条 研究者は、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

2 研究者は、実験・観察ノートを、論文等により当該研究成果を発表した後、10年間保存、管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

3 研究活動上の不正行為が認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して「勤務規程 第31条(懲戒)」等関係諸規程に従って、懲戒処分を科すものとする。

(不正防止)

第10条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を防止するために、必要に応じて防止策を策定し、教職員に周知するものとする。(別表参照)

2 学科責任者は、最高管理責任者及び統括管理責任者の指示のもと、必要に応じて、研究活動上の不正行為を防止するために学科教員に防止策を周知する。

3 想定し得る不正発生要因とそれに対する不正防止策を別表のように策定し、未然に不正を防止する。

(倫理教育責任者)

第11条 研究活動上の不正行為を防止するために、倫理教育責任者を置き、教職員を対象とした研究倫理教育を実施するものとする。

2 倫理教育責任者は、最高管理責任者が両学科専任教員から任命する。

(告発・相談窓口の設置)

第12条 本学における研究活動上の不正行為等に関する告発・相談を受け付けるための窓口(以下「受付窓口」という。)を置く。

2 受付窓口は、総務部長とする。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、小田原短期大学全学運営評議会の議を経て教授会の議決により行う。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第 10 条関係）

想定し得る不正発生要因とそれに対する不正防止策

1. 責任体系の明確化

不正発生の要因	防止策
研究活動における不正行為について、時間の経過とともに学内の意識が低下する。	<ul style="list-style-type: none"> ・最高管理責任者名で、関係諸規定の確認を促進する。 ・教職員研修等を通して、責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	防止策
研究費の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理手続きに関するルールを盛り込んだ各手続きのマニュアルを作成し周知することにより、適正運用の徹底を図る。
ルールと実態が乖離し混乱を招く。	<ul style="list-style-type: none"> ・規程のよる運用と実態が乖離する場合は、「研究活動の不正防止に関する基本方針」に反しない範囲において規程の改定を行う。
コンプライアンスに対する関係者の意識が十分でないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス研修を定期的実施することにより、コンプライアンス意識の向上を促す。

3. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	防止策
予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。 ・特に執行率の悪い研究者に対してはヒアリングを行い、研究費の繰り越し、返還等の指導を行う。
業者への未払い問題の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・未処理の伝票が無いか確認できる体制を構築する。
取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の業者との密な取引がないか注視するため、必要に応じて債務確認をするなど取引状況の確認を行う。不正な取引を行った業者については、一定の期間取引停止等の処分を行う。
カラ出張や水増し請求が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ・出張前に総務部が出張申請書をチェックし、出張先等を精査する。 ・出張後、総務部が出張精算に関して、宿泊先や交通費の領収書のチェックを厳格に行う。

教員発注物品の検収確認が不十分であるため、架空伝票操作による納品や預け金が防止できない。	<ul style="list-style-type: none"> ・発注する全ての購入物品について、事務職員による納品事実の検収確認を行う。 ・納品確認後、無作為に確認済み物品を再確認する。
研究と直接関係ないと思われる物品を購入している。	<ul style="list-style-type: none"> ・事務職員による納品確認の際に、疑義が生じた物品については、発注者に購入目的の確認等を行う。

4. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因	防止策
告発窓口が判りにくいため、不正が潜在化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・不正使用を防止するため、通報者の保護や告発窓口、相談窓口について周知徹底を図る。
使用ルール等の統一が図られていないため、誤った解釈で経費が執行される恐れがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口において、構成員からの相談や質問を受け付ける。また、受け付けた質問等を取りまとめたQ&A集等を作成し、経費のより適正な執行を図る。 ・使用ルールの説明会を開催、関係者の出席を義務付ける。